

愛荘町立愛知中学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月改定

【1】はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

こうしたいじめから、一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する必要があります。

本校は「知を愛し、人権を尊び、連帯に生きる愛知中生」を校訓として、学習指導・生徒指導・特別活動の指導の「三つの指導の輪」を推進し、自主・自立・自治の力を養い、良好な人間関係を築けるように努めています。

いじめの防止等の措置を組織的かつ実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止等の対策の考え方や内容等を「愛荘町立愛知中学校いじめ防止基本方針」として定め、愛荘町教育委員会と適切に連携し、いじめ問題に取り組みます。

【2】いじめの防止等に関する基本姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものです。単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと「子ども目線」に立っていじめを把握し、子どもの最善の利益の実現のために、適切かつ迅速に対処します。また、いじめが「解消している」状態の要件を認識し、要件が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く見まもります。

このため一人の教職員が抱え込むのではなく、全教職員が組織的に対応するとともに、地域や関係機関と積極的に連携します。

【3】いじめの定義

人は「からだ」と同時に「こころ」が存在していて、別々に切り離しては考えられない関係性があります。からだへの暴力を受ければ血が流れ死に至る事があるように、目には見えなくても言葉の暴力によりこころが深く傷つけられると、人は死んでしまうことさえあります。

いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項によって、「いじめ」は『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』と定義されています。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが考えられます。

・冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話やスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【4】いじめの防止のための取り組み

いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものです。

このことを踏まえ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で 授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり等を行います。

また、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援し、全ての生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処につながることは言うまでもありません。まわりの者が気づきにくく判断しにくい形で行われたり、いじめられていても本人がそれを否定することが多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知します。具体的には、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や、学級担任・SCによる教育相談、学校支援員や保護者・地域からの情報収集等につとめます。

いじめへの対処

いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、状況把握のため、関係生徒に対して事情を確認すると共に、必要に応じアンケート調査を実施し適切に指導します。対応には特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止のための対策の組織を活用し、組織的な対応を行います。

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることをふまえ、いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続していること。いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかを被害者生徒本人、保護者に対して面談等で確認できるまで対処していく必要があります。

いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察等に相談・通報します。

いじめの四層構造を意識しすぎず、いじめられた側の思いに寄り添い、観衆や傍観者も含め「いじめに第三者はいない」という認識を持ち対処します。

いじめの解消

いじめが解消している状態とは①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月間継続していること ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと を被害生徒本人及び保護者に対して面談等により確認したことにより判断します。

いじめ重大事態(調査)

いじめの重大事態(いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第 28 条第 1 項第 1 号)・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同 2 号))が起こらないように、日頃からの未然防止等の取組が大切であり、平時の備えが必要であります。しかし、疑いがある場合は、国のガイドライン・対応チェックリスト等を参照し、関係機関と連携し、円滑かつ適切な調査を実施し、いじめ対象生徒や保護者に寄り添った対応をします。調査は、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために行います。

家庭との連携

家庭は、生徒の健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点であります。しかしながら、社会の急激な変化・価値観の多様化等にもとない、子育てに不安を持ち、困っている家庭も散見されます。また、地域での連帯感の希薄化もみられます。このような家庭・地域の状況が、生徒の基本的な生活習慣に大きな影響を与えていると考えられます。

本来家庭教育が担うところは大きいですが、このような現状を踏まえると、学校と家庭が連携し対処する必要があります。

そこで、学校から子育てに関する情報を各種通信やホームページで紹介をしたり、学年・学級懇談会で、保護者同士が子育てを考える機会を提供したり、三者懇談やSCによる保護者向け教育相談等をいします。

地域・関係機関との連携

地域の子どもは地域で育てることをモットーとし、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・関係機関との連携は大変重要であります。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議したり、学校支援地域本部事業を活用したりするなど、いじめの問題について対策を推進することが必要であります。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定)との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関との情報共有体制を構築します。

